(参考2) 植物バイオテクノロジーの歴史

	世界	日本
1953 年	・ワトソンとクリックがDN	
1973 年	A二重らせん構造を解明 ・ボイヤーとコーエンが、 大腸菌の遺伝子に黄色ブドウ球菌の遺伝子を組み込み、遺伝子組換えの基礎技 術を開発	
1975年	・アシロマ会議(遺伝子操作を巡る規則問題に関する 国際会議)開催	
1976 年	・米国NIHガイドライン 公表 ・英国組換えDNA実験ガ イドライン提示、遺伝子操 作諮問委員会設置勧告	・科学技術会議ライフサイエンス部会、組換えDNA研究に関する第1回懇談会
1978年	・仏国組換えDNA実験ガイドライン公表	
1979 年		・文部省「大学等の研究機関 等における組換えDNA実験 指針」告示
1980年		・科学技術庁「組換えDNA 実験指針」通知
1986年	・米国USDA、EPA、FDAが「バイオテクノロジー規制の調和的枠組み」公表	
1987 年	・米国USDA-APHI Sの組換え植物の取扱いに 関する規則を策定	
1989 年		・農林水産省「農林水産分野等における組換え体の利用のための指針」制定・公表 ・農業環境技術研究所が科学技術庁の指針に基づき、わが

1990年	・EC「遺伝子操作生物の 意図的環境放出に関する閣 僚理事会指令 (90/220/EE	国初の組換え植物(トマト) の非閉鎖系実験に着手 ・「イネゲノム研究の総合的推 進に関する方策」取りまとめ
1991年	C)」採択	・イネゲノム研究に着手 ・厚生省が遺伝子組換え食品 の安全性評価の指針を公表
1992 年	・OECD「GILSPの標準 と原則及び野外試験のため の原則」公表	・農林水産省指針による初の 組換え植物(ウイルス病抵抗 性トマト)の開放系利用計画 の適合確認
1994年	・米国で初めて遺伝子組換え技術で作られた作物:フレーバーセーバー・トマト(日持ちの良いトマト)が市販	
1996年	・米国で遺伝子組換え農作 物の商業栽培が本格化、日 本へ輸出開始	・遺伝子組換え食品(ダイズ、ナタネ)の輸入を開始
1998年	・国際イネゲノム配列解読 コンソーシアムを結成し、 塩基配列解読を開始	
1999年	・EU環境大臣会合において遺伝子組換え体の承認凍結(モラトリアム)を決定	・農林水産省食品表示問題懇 談会遺伝子組換え食品部会「遺 伝子組換え食品の表示のあり 方」公表
2000年	・生物多様性バイオセイフ ティカルタヘナ議定書採択	・遺伝子組換えトウモロコシ 「スターリンク」が加工食品 及び飼料に混入
2001年	・シンジェンタ社がイネゲ ノムの概要解読を終了 ・EU「遺伝子改変生物の 環境への意図的放出に関す る欧州議会・理事会指令(2	・日本で遺伝子組換え食品の 安全性審査が義務化され、JAS 法と食品衛生法による、遺伝 子組換え表示制度がスタート

	001/18/EC)」公布	向と方策」(イネゲノム有識者 懇談会報告)公表 ・安全性未確認の遺伝子組換 えジャガイモ「ニューリーフ プラス」が加工食品に混入
2002年	・国際イネゲノム配列解読 コンソーシアムがイネゲノ ム塩基配列重要部分の解読 を完了	
2003 年	・EU「GM作物と慣行農業・有機農業との共存を確保するための国家戦略及び優良事例の開発のためのガイドラインに関する欧州委員会勧告」公表・EU「食品・飼料規則(No.1829/2003)」「表示・トレーサビリティ規則(No.1830/2003)」採択・カルタヘナ議定書国際発効	・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)公布・カルタヘナ議定書締結・農林水産省遺伝子組換え飼料の安全性審査を義務化・食品安全基本法が施行され、遺伝子組換え食品のリスク評価は食品安全委員会で実施
2004年	・EUが1999年以来のモラトリアム(新規の遺伝子組換え農作物の承認停止)を解除し、遺伝子組換えトウモロコシの食品利用を承認・国際イネゲノム配列解読コンソーシアムがイネゲノム塩基配列を完全解読	・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)施行により、生物多様性影響評価が義務付けられる・農林水産省第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針を策定
2005 年		・安全性未確認の遺伝子組換 えトウモロコシ「Bt10」が飼料に混入 ・農林水産省第1種使用規程 承認組換え作物栽培実験指針
2006年	・WTOが米欧GM紛争最終報告	を改訂

- ・米国や欧州等で安全性未確認の遺伝子組換えコメ「L LRICE601」が加工食品に混 入
- ・世界の遺伝子組換え農作物の作付面積が1億ヘクタールを突破